

草加市犯罪被害者等見舞金支給規則

令和 7 年 3 月 3 1 日
規 則 第 1 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、草加市犯罪被害者等支援条例（令和 7 年条例第 1 2 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、犯罪行為により死亡した者の遺族又は犯罪行為により傷害を受けた者に対する見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 5 5 年法律第 3 6 号）第 2 条第 1 項の犯罪行為をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害をいう。
- (3) 傷害 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 当該負傷又は疾病の療養の期間が 1 月以上あること。
 - イ 当該負傷又は疾病の療養のために 3 日以上病院に入院することを要すること（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、3 日以上労務に服することができないこと。）。

(見舞金の額)

第 3 条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 3 0 0 , 0 0 0 円
- (2) 傷害見舞金 1 0 0 , 0 0 0 円

(見舞金の支給対象者)

第 4 条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者（以下「死亡被害者」という。）であつて、当該犯罪行為が行われた時に市内に住所を有するものの遺族のうち、次条の規定により第1順位の遺族となる者（以下「第1順位遺族」という。）

(2) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を負った者（以下「傷害被害者」という。）であつて、当該犯罪行為が行われた時に市内に住所を有するもの

2 見舞金の支給対象となる犯罪被害は、警察にその被害が認知され、かつ、当該認知した事実を警察への照会等により市長が確認できることを要件とする。

3 第1項の規定に関わらず、死亡被害者又は傷害被害者が、当該犯罪行為が発生した時点において、やむを得ない理由により市内に住民登録をせずに居住していた場合は、市内に住所を有していたとみなすことができる。

（遺族の範囲及び順位）

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、次の各号のいずれかに掲げる者のうち、犯罪行為が行われた時から遺族見舞金を申請するまでの間、日本国内に住所を有するものとする。

(1) 死亡被害者の配偶者等（配偶者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び草加市パートナーシップの宣誓に関する要綱（令和3年告示第994号）第4条の宣誓をした者（以下「パートナーシップ宣誓者」という。）をいう。以下「配偶者等」という。）

(2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

4 前2項の規定にかかわらず、遺族見舞金の支給を受けようとする者が社会通念上適切でないと市長が認めるときは、第1順位遺族から除くものとする。

(支給の制限)

第6条 市長は、次に掲げる場合に該当するときは、見舞金を支給しないものとする。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、死亡被害者、傷害被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。）と加害者との間に、次のいずれかに該当する親族関係があったとき。

ア 配偶者等

イ 直系血族

ウ 3親等内の親族に相当する者（ア及びイに該当する者を除く。）

- (2) 犯罪被害について、死亡被害者、傷害被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ ア及びイに掲げるもののほか、当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

- (3) 死亡被害者、傷害被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事案があったとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、死亡被害者、傷害被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切であると市長が認めるときは、見舞金を支給する。

(支給の調整)

第7条 傷害見舞金の支給を受けた者が当該見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合は、遺族見舞金の額から傷害見舞金の額を控除した額を遺族に支給する。他の地方公共団体において傷害見舞金と同種の見舞金等の支給を受けた者が当該犯罪被害により死亡した場合も同様とする。

- 2 傷害被害者又は第1順位遺族が、他の地方公共団体から見舞金と同種の支給を受けているときは、当該支給の額を減じて得た額を支給するものとする。

(見舞金の支給申請)

第8条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が公簿等によってその事実を確認できる場合は、この限りでない。

(1) 遺族見舞金 草加市犯罪被害者等見舞金支給申請書（第1号様式）及び次に掲げる書類

ア 死亡被害者の死亡診断書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

イ 犯罪行為が行われた時に死亡被害者が市民であったことを証明する住民票（除票）の写しその他の証明書

ウ 戸籍謄本その他の死亡被害者と申請者との続柄を確認する書類

エ 申請者が日本国内に住所を有していることを証明する書類

オ 申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

カ 申請者が死亡被害者の死亡の当時パートナーシップ宣誓者であったときは、その事実を証明する書類

キ 申請者が配偶者等以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類

ク 申請者が第5条第1項第2号に該当するものであるときは、死亡被害者の収入によって生計を維持していたことを証明する書類

ケ 第1順位遺族が2名以上あるときは、草加市遺族見舞金代表者選任届（第2号様式）

コ その他市長が必要と認める書類

(2) 傷害見舞金 草加市犯罪被害者等見舞金支給申請書（第1号様式）及び次に掲げる書類

ア 負傷し、又は疾病にかかった日、入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師の診断書その他の書類であって、当該負傷又は疾病が傷害に該当することを証明することができるもの

イ 犯罪行為が行われたときに、申請者が市内に住所を有する者であったことを

証明する住民票の写しその他の証明書

ウ その他市長が必要と認める書類

(支給申請の期限)

第9条 見舞金は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができない。

(見舞金の支給決定)

第10条 市長は、第8条の規定による申請があったときは、速やかに見舞金を支給し、又は支給しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに草加市犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書（第3号様式）により、その内容を申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の決定を行うために必要があると認めるときは、申請者に報告若しくは文書その他の物件を提出させ、又は申請者の同意を得て、条例第2条第4号の関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(見舞金の支払の請求)

第11条 前条の第1項の規定により見舞金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、見舞金の支給を請求しようとするときは、草加市犯罪被害者等見舞金支給請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(見舞金の支給決定の取消し等)

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した見舞金を返還させることができる。

(1) 支給決定後に、第6条第1項各号の規定に該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定を受けたことが判明したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、見舞金の支給決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、草加市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（第5号様式）により、その旨を受給者に通知するものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に行われた犯罪行為による被害について適用する。

第1号様式（第8条関係）

草加市犯罪被害者等見舞金支給申請書

年 月 日

草加市長

宛て

申請者	氏 名		犯罪被害者 との続柄	
	住所	草加市		
	連絡先	電話・FAX・メールアドレス等		

裏面の同意事項に同意の上、草加市犯罪被害者等見舞金支給規則第8条の規定により、次のとおり見舞金の支給を申請します。

犯罪被害者	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	犯罪行為が行われた時の住所	草加市
犯罪行為が行われた日時		年 月 日 時 分頃
犯罪行為が行われた場所		
犯罪被害の発生状況		
犯罪被害の程度		☐ 死亡（死亡日： 年 月 日） ☐ 加療期間1か月以上の負傷疾病 ※別紙診断書のとおりに
取扱警察署 （被害届の受理番号）		都道府県 警察署 （ 年 月 日 第 号）
申請する見舞金		☐ 遺族見舞金 ☐ 傷害見舞金
申請額		円

【同意事項】

- (1) 私は、犯罪被害の事実、発生状況その他この申請に関し必要な事項について、草加市長が警察や医療機関等の関係機関に調査等を実施することに同意します。
- (2) 私は、犯罪被害発生当時の住所等について、市が公簿等により確認することに同意します。
- (3) 私は、「草加市犯罪被害者等見舞金支給規則」第6条第1項各号に規定する見舞金を支給しない場合に該当しません。
- (4) 私は、見舞金の支給後に偽りその他不正の手段による支給であったと市長が認めた場合は、当該見舞金を市に返還することに同意します。
- (5) 私は、遺族見舞金の受給について、他の遺族と調整が必要となる場合や問題が発生した場合は、自己の責任において解決します。

(裏面)

【添付書類】 ※公簿等によってその事実を確認できる場合は不要

(遺族見舞金)

- ア 死亡被害者の死亡診断書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類
- イ 犯罪行為が行われた時に死亡被害者が市民であったことを証明する住民票（除票）の写しその他の証明書
- ウ 戸籍謄本その他の死亡被害者と申請者との続柄を確認する書類
- エ 申請者が日本国内に住所を有していることを証明する書類
- オ 申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- カ 申請者が死亡被害者の死亡の当時パートナーシップ宣誓者であったときは、その事実を証明する書類
- キ 申請者が配偶者等以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類
- ク 申請者が死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であるときは、死亡被害者の収入によって生計を維持していたことを証明する書類
- ケ 第1順位遺族が2名以上あるときは、草加市遺族見舞金代表者選任届（第2号様式）
- コ その他市長が必要と認める書類

(傷害見舞金)

- ア 負傷し、又は疾病にかかった日、入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師の診断書その他の書類であって、当該負傷又は疾病が傷害に該当することを証明することができるもの
- イ 犯罪行為が行われたときに、申請者が市内に住所を有する者であったことを証明する住民票の写しその他の証明書
- ウ その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第8条関係）

草加市遺族見舞金代表者選任届

年 月 日

草加市長

宛て

届出者 住 所

氏 名

電話・FAX番号

メールアドレス

犯罪被害者との続柄

私は、遺族見舞金を受けるべき第1順位遺族を代表し、遺族見舞金の申請、請求及び受領をする者に選任されたことを届け出ます。

私は、届出者が、遺族見舞金を受けるべき第1順位遺族を代表し、遺族見舞金の申請、請求及び受領する者となることに同意します。

[illegible]

文 書 番 号

年 月 日

草加市犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書

様

草加市長



年 月 日付けで支給の申請がありました見舞金については、次のとおり決定したので、草加市犯罪被害者等見舞金支給規則第10条第2項の規定により通知します。

1 支給の可否等について

- | | | | |
|------------|-------|---|-------|
| (1) 支給の可否 | 支給 | ・ | 不支給 |
| (2) 見舞金の種類 | 遺族見舞金 | ・ | 傷害見舞金 |
| (3) 見舞金の金額 | 円 | | |

2 支給しない理由

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草加市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草加市を被告として（訴訟において草加市を代表する者は、草加市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第11条関係）

草加市犯罪被害者等見舞金支給請求書

年 月 日

草加市長

宛て

住 所

申請者 氏 名

電話・FAX番号

メールアドレス

年 月 日付け 第 号で支給決定の通知を受けた草加市犯罪被害者等見舞金について、次のとおり請求します。

1 見舞金支給請求額 円

2 振込先口座

金融機関名		☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 農協	☐ 本店 ☐ （ ）支店
預金種目	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

第 号
年 月 日

草加市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

様

草加市長 印

年 月 日付け 第 号で支給の決定を通知した見舞金について、草加市犯罪被害者等見舞金支給規則第11条の規定に基づき、見舞金の支給決定を取り消したので、次のとおり通知します。

- 1 取消対象者氏名
- 2 取消対象支給金額 金 円
- 3 取消事由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草加市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草加市を被告として（訴訟において草加市を代表する者は、草加市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。